

令和 7 年度 特定加算手当の支給状況

1. 基本的な考え方

(1) 法人単位の対応

法人のケアハウスは、オパール室蘭とオパール八丁平の 2 施設であるが、オパール八丁平は開設から 7 年で、国の 10 年以上勤務している職員基準においては施設間で不均衡でもあり、職員異動を行っている状況の中にあつては、対象者の支給基準や統一性が必要です。また、処遇改善加算措置の増加額においても施設ごとに収入額が異なり、法人統一での就業規則や給与規程により運営していることなどから、法人単位としての計画申請・支給を行う。

(2) 年額賃金改善額 440 万円以上とする対応

介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）の額及び職員の新陳代謝などに基づき、経験・技能のある介護福祉士（介護支援課長等）の 2 名を、賃金改善後の賃金見込額年額 440 万円以上として対応し、まず国の特定処遇改善基準を確保することとした。

また、特定処遇改善加算の収入額から経験・技能介護福祉士（介護支援課長等）の 2 名に係る処遇改善費用を除く額を、介護福祉士の課長補佐（主任）と介護係長（リーダー）に支給することとした。

さらに介護資格等のある他の介護職員の中では、介護経験や勤続年数のある介護職員もあり、勤続年数が増加する中であつて、その他の介護職員全員への特定加算手当の支給対象者拡大を令和 2 年度から継続して支給することとした。

(3) 対象期間の対応

令和 7 年度においては、支給対象期間を令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月までの 1 年間とする。

2. 計画申請と支給内容等

(1) 計画申請

国の処遇改善加算措置が昨年（令和 6 年）6 月より改正され、受けるため「介護職員等特定処遇改善計画書」が一本化されたため、これに含めて令和 7 年 4 月中旬、北海道に提出する予定です。

○計画申請の内容（予定）

（単位：円）

区 分	職員数	給与額		法 定 福利費	合 計
			平均月額		
経験技能介護職員（課長職）	2 人	936,000	39,000	155,938	1,091,938
その他介護職員（リーダー等）	8 人	1,411,200	14,700	233,606	1,644,806
その他介護職員（その他）	23 人	1,300,512	基準 4,500	211,639	1,512,151
計〔収入額：3,826,000〕	33 人	3,647,712		601,183	4,248,895

※4 月から翌年 3 月までの 1 年間による支給計画。

(2) 特定加算手当の支給内容（予定）

法人職員の特定加算の処遇改善を図るため、給与規程及び臨時的職員管理規則において「特定加算手当」を規定しており、継続してこの手当を支給する。

令和7年4月からの特定加算手当の支給予定額については、

- ・ 経験技能介護職員（課長職等）の2名、月額合計78,000円を支給。
- ・ その他介護職員（リーダー等）の8名には、月額合計117,600円を支給。
- ・ その他介護職員（その他）の25名には、月額合計108,376円を支給。

(3) 職員の周知

特定加算手当の対象職員への周知は、ケアハウスオパール室蘭及びケアハウスオパール八丁平の施設職員に対して、令和7年4月1日付けにて通知を行って周知を図る。

3. 特定加算手当の特例支給

(1) 基本的な考え方

特定加算手当や処遇改善手当は、介護職員・介護業務者を対象として支給しているが、地位的に上位に位置付けられている看護師や計画作成担当者等と介護職員との給与の乖離が生じないように給与規程の改正を図り、令和2年10月より介護職員以外の職員においても特定加算手当の支給を開始しており、引き続き支給する。

(2) 支給対象の職員

支給の対象者は、介護職員を除く施設長、看護師、ケアマネジャー、相談員、栄養士及び事務員とする。ただし、年額賃金額440万円以上の職員にあつては支給しない。

(3) 支給の内容（予定）

（単位：円）

区 分	職員数	給与額		法 定 福利費	合 計
			平均月額		
施設長・課長職	－人	－	－	－	－
課長補佐職・係長職	3人	529,200	14,700	88,165	617,365
その他介護職員（その他）	7人	358,200	基準4,500	53,917	412,117
計	8人	887,400		142,082	1,029,482

※対象期間4月から翌年3月までの1年間による支給計画。

(4) 職員の周知

職員への周知は、ケアハウスオパール室蘭及びケアハウスオパール八丁平の施設職員に対して、令和7年4月1日付けにて介護職員への通知に合わせて行い周知を図る。

4. その他

介護職員等特定処遇改善加算制度は、年額賃金改善額440万円以上とするなど地域の介護給与水準と乖離しており、さらに介護職員以外への特定加算手当支給の経費負担が課題となっている。